

要因以上に知的能力のアンバランスさや認知面での歪みが見られることは少なくない。最低限、知能検査に加え、バウムテスト、ロールシャッハテスト、家族画、P-F スタディなど複数の投影法的検査を行うことが望ましい。特に P-F スタディからはフラストレーション場面での子どもの行動特性を予測することが可能であると考えられ、性的虐待を受けた子どもの理解には有効であると考えられる。また、検査結果以上に、検査場面での子どもの様子、特に教示に対する反応の仕方や課題の理解度などが子どもの特性を理解する上で有効であることも多い。

3) 個別心理治療

①個別心理治療の導入の必要性

前述したように被性的虐待児童は心理的に混乱した混沌の状態に陥っており、しばしば自己統制に課題を持つことがある。自身の体験を乗り越えたり理解しようとしたりする過程で外傷性性的行動化が見られる場面があるが、子どもの自己統制の能力が機能不全に陥っている場合、自身でコントロールできないような外傷性性的行動化に結びつくことも多く、これが性的問題行動として施設の生活場面を持つ枠を大きく逸脱してしまう結果となる。これを予防するために、性暴力被害を受けたことによって起こりうるフラッシュバックや自尊感情の低下、感情・行動の不調に関する心理教育を実施することは重要である。性的虐待を受けた子どもに対して個別心理治療の導入が必要であることの理由のひとつには、個別心理治療が持つ治療枠とそれによって守られる子どもの安心・安全の重要性があげられる。しかし、性的虐待を受けた子どもは、しばしば自我境界の弱さも見られ、心理治療場面・生活場面といった施設が持つ支援機能の枠組みを自身の境界として取り入れることが困難である。性的虐待を受けた子どもが自身ではコントロールすることができないような外傷性性的行動化に至らないためには、個別心理治療の開始に際し、治療の枠組みについてセラピストが今一度立ち止まって考え、治療過程が守られた時間的・空間的・人的枠の中で扱われていくよう留意しなければならない。

②個別心理治療の留意点

個別心理治療面での留意事項としては、まず、治療期間について措置による入所という児童福祉施設の特異性を考慮しておく必要がある。個別心理治療の期間はほぼ子どもの入所期間と等しい。性的虐待を受けた子どもの場合、個別心理治療で一定の効果をあげるには比較的長い期間を要することが言われており、1年単位での治療期間を設定しておくことが必要となる。

次に、どのような治療技法を使うのかあらかじめイメージしておくことも重要である。特に子どもの自我の育ちを考えると、プレイセラピーや箱庭療法、芸術療法などの技法が性的虐待を受けた子どもへの心理治療を安全に行う上で有効である場合が多い。しかし、クライアントの自我が十分に育っていない場合や子どもが抱えるトラウマやストレスの状態を考えない安易な治療技法の導入は、子どもが抱えきれないほどの急速で過度な性的虐待の被害体験への暴露を引き起こし、症状の悪化や制御不能のアクティング・アウトなどにつながるおそれがあることも知っておく必要がある。

また、治療過程の大まかなイメージをセラピストが持つておくことも重要であると考えられる。一般的に性的虐待の場合その体験が早期から言語化されて表出されることは少ない。特に年少児の場合、遊び・箱庭・描画など抽象的な表現の中で扱われ、徐々に子どもの中で整理され、まとまりが出てくる。この抽象的な表現過程にセラピストが揺るがず、子どもとほどよい(good enough)関係を保ち続けることで、子どもはセラピーの安心・安全を繰り返し体験し、虐待者とは違った大人と

してセラピストを位置付けていく。このようなセラピストの安定した関わりは、子どもが自身の存在を肯定できる力の育ちにも大きく影響すると考えられる。次にはしばしば、体験が言語的に表出され（しかし多分に間接的で抽象的である）セラピストとの間で扱っていく段階がくる。このように抽象的に表現される子どもの心的混乱を読み解き、解きほぐしていくことが個別心理療法で扱われることであり、性的虐待の事例では特にこの部分が重要となってくると思われる。

注意点としては、特に年少時から性的虐待を受けていた子どもの場合、他の虐待も平行して行われていたり、虐待者へのポジティブな感情が子どもの中にあることが見受けられたりと、子どもの心的混乱がかなり入り組んでいることがあげられる。当初から性的虐待に特化せず、まずはその混乱を個別心理療法の中で扱っていくというセラピストの姿勢が必要である場合が多い。言うなれば、心的混乱を解きほぐし、理解へつなげていくというセラピーのテーマの一部として、性的虐待の体験も扱われていくということである。

以上のような心理療法のイメージをセラピスト各々が持ちつつ、性的虐待を受けた子どもへの個別心理療法の手法を組み立てていくことが重要である。しかし、その中でそれぞれの子どもに合わせて柔軟な治療技法をセラピストが選択していくことが重要であり、セラピストの独りよがりな治療イメージは時として子どもの治療の妨げになることにも留意しておかねばならない。性的虐待であるからといって決まりきったパターンがあるわけではなく、子どもが主観的に体験した性的虐待の様相によって、起こってくる行動・症状の特性は異なっている。子どもそれぞれの体験や受けてきたトラウマやストレスを理解しようとする姿勢が求められよう。スーパービジョンは？

(5) 性的虐待を受けた子どもの診断や治療に関する医療機関との連携

ここでは、性的虐待を受けた子どもについて受診が多いと考えられる、婦人科と精神科との連携を中心に考える。婦人科受診に関しては、虐待発覚あるいは疑い当初の診察場面について述べる。

1) 受診にあたって

風邪等の一般的な小児科受診とは異なり、婦人科受診や、精神科の受診に際しては、基本的に親権者を含む保護者の同意を得ることが必要となる。保護者との連絡は、児童相談所の担当者に依頼することが望ましい。性的虐待の被害確認にかかわる婦人科受診や、被害の影響による精神症状にかかわる精神科の受診は、性的虐待によって子どもの身体やこころが傷ついていることを保護者（非加害親）に理解してもらうチャンスでもあり、子どもの立場に立って加害者との関係を見直す機会にもなる。場合によっては、医師から保護者へ結果を説明してもらう機会を設けることも考える。

2) 婦人科診察

多くの被害児童において、婦人科診察で虐待の認定にいたる程の明らかな外傷所見を得ることは非常に少ない。しかし、支援者は婦人科診察をつらくて避けるべきものと考えより、むしろ、子どもの回復につながるものであると認識しておく必要がある。子どもたちは、性的虐待による身体的侵襲の程度を正しく認識できない。診察を行うことにより正しい所見を伝える必要がある。傷害は治癒しており、傷害を受けたことは誰にもわからないことを伝える。年齢の高い子には、将来の妊娠・出産について虐待経験が直接には影響しないことを伝える。このようなことが子ども達自身の身体イメージの回復を促すのに役立つと考えられている。

①医療機関との事前の打ち合わせ

受診に際して、医療機関に対して事前に情いれば組織的な対応は困難となる。そのため、職員が自ら培ってきたものを一旦白紙にし、人権尊重を中心に職員同士が共に学ぶことが必要である。児童養護施設の子どもたちが自分の言動に責任を持って選択、決定し自分と同じように他者をも尊重し、男女間だけでなくさまざまな人と共に認め合って生きていく力を身につけていけるように支援していくことが望まれる。子どもは生活の中で職員と心地よい関係を経験し「ありのままがいい」「大切にされている」と体感できることが大切である。生と性について自然に語り合える人間関係を築くことが性教育の基盤になる。

報提供が出来ることが望ましい。子どもが繰り返し被害事実を聴かれることのないように配慮してもらう必要がある。また、被害児童の診察経験のない医師に対しては、診察が子ども達にとって心身の回復のきっかけとなるものであることを理解してもらった上で、診察や結果説明を行ってもらいよう働きかけるべきである。

②診察の手順と検査の内容

年少児の場合には一般にベッド上で診察をする。体格が成人に近ければ内診台で診察する方が診察を行いやすい。診察には子どもが信頼するケアワーカーが付き添うことが望ましい。診察の内容は、局所の外傷の有無（膣、肛門）、性感染症の有無（膣内容物の培養検査、血液検査）、妊娠の有無などである。

③結果の説明

検査結果については、子どもがその内容を理解できる年齢であるなら、できる限り正確に伝えてもらう。ケアワーカーは、子どもが体のどんな点について不安を持っているか、子どもの感情が安定しているかどうかに関心を持って配慮する。また性感染症や妊娠が発見された場合はその治療を行うことになるが、身体が回復していくことは、子どもの身体イメージの回復にもつながる。

④すでに診察を受けている場合

中には、一時保護中など入所以前に婦人科診察を受けている子どももいる。ケアワーカーはどのような結果であったかを把握しておき、結果について子どもがきちんと理解しているかを確認しておく。診察が怖い出来事として記憶されている場合は修正が必要であるし、きちんと結果を理解できていない場合は再度説明し、子どもの身体イメージの回復を促さなければならない。

3) 精神科診察

性的虐待を受けた子どもたちには、様々な行動面・情緒面・身体面の問題・症状が見られる（それぞれへの対応は次章を参照のこと）。PTSD 症状（被害体験の想起、気分の変動、不眠、悪夢など）、うつ症状、気分の激しい変動、繰り返す自傷行為などが、施設や学校などでの安定した生活を阻害するような時には、精神科診察を受けることが望ましい。投薬が始まる場合もあるが、薬の管理は職員が行うことが原則である。子どもには、症状の出現は自分のせいではないこと、必ず良くなることを伝えておく。

(6) 性的虐待を受けた子どもの支援に関する学校との連携

1) 地域の学校との連携

児童福祉施設には多かれ少なかれ被虐待児童が入所しており、子どもは地域の学校に通学する。そのため、被虐待児童への対応については一定の見識と経験を持っていることが前提と考えられる。し

しかし、性的虐待を受けた子どもとなるとその数は少ないと思われる。その内容も非常にデリケートな部分が多いので、虐待事案の内容や複雑な家族関係のあり方を詳細に情報伝達することは控えることがほとんどである。しかし、子どもの抱える行動や症状から情報を吟味しつつ伝え、学校管理者や担任教諭、養護教諭に協力を仰ぎ、日頃の対応や不適切な行動や症状が生じた時の対応等についてきめ細かな情報交換を行うことは必要である。また、緊急時の対応についても学校と十分協議しておくことが大切である。緊急時とは、子どもが衝動的かつ攻撃的な行動を示した時、PTSDを感じさせる症状を示した時、などの行動や症状に関することや、加害の保護者が登下校に子どもを取り戻すために接近するなど、子どもの安全に関わることなどである。このような対応を適切に行うためにも、その子どもの発達に留意しながら、学校側にわかりやすい説明をして同意を得ておくことが肝要である。

2) 施設内学級教員（情緒障害児短期治療施設の場合）との連携

情緒障害児短期治療施設では、教育は施設内学級にて行われている場合が多い。日頃から情報交換し、ケース会議等に教員が参加している施設では、性的虐待を受けた子どもの情報を共有しながら対応している。ただし、地域学校との連携と同様に虐待事案の内容や複雑な家族関係のあり方を詳細に情報伝達することについては控えることがほとんどである。主として、学習状況・基本的な生活習慣や子ども同士の対人関係のあり方については共有をしている。被虐待児童、特に性的虐待を受けた子どもは、対人関係面において苦手なところが多くあり、従って集団適応は難しく、学習への意欲も学力も低い子どもも多い。施設内学級での学習は、何らかの理由で登校が安定していなかった子どもにとって、毎日の生活日課として登校が組み込まれることは、基本的な生活習慣の確立に直接つながり、自信をつけることができる。学習内容も躓いているところから始めてもらえるため、これまで、「学習内容がわからず聞けなかったこと」を聞きやすい環境でもあり、学習に楽しさを感じる子どもも少なからずいる。

(7) 性的虐待を受けた子どもの家族（非加害親）支援

性的虐待を受けた子どもの回復にあたっては、家族（非加害親）の支えが不可欠であるが、子どもの施設入所に至らざるを得なかった非加害親の未解決の課題が整理されなければ、十分に子どもを支える力となりえない。非加害親が抱える課題に光を当て、非加害親自身が向き合えるよう、支えていくことが、子どもの安定にも、また将来の子どもの家庭復帰にもつながっていく。

非加害親にとっての課題は

①性的虐待の事実に向き合うこと

- ・ ・ 認め難いとすればそれは何故なのか、どのような気持ちがあるのか

②虐待者との関係を見直すこと

- ・ ・ これまでどのような関係であったのか、
どのように虐待者から独立した意識や生活を構築していくか
これまでの生活を失うことの不安（精神面、経済面など）があるとすれば、それは何か、
どのように解決していくか

③被害を受けた子どもを理解し守っていくこと

- ・ ・ 子どもの気持ちを理解することができるか、子どもに対して複雑な思いがあるとすれば、
どのような気持ちなのか、何故そう思うのか

④子どもの家庭復帰に向け準備していくこと

- ・子どもとの生活を再開していくためには何をしていけばいいか

家庭復帰に向けた心の準備、生活上の準備ができるか

これらの課題を一つひとつ非加害親と確認しながら、非加害親自身の正直な気持ちを否定せず支えていく丁寧な関わりが重要である。性的虐待発覚後の、非加害親自身の傷付きや混乱が大きい程、なかなか一步を踏み出せない状況が続くことも想定され、そこをじっくり焦点化し、継続的に支えるかわり面接が必要である。主にはこの過程は児童相談所が担うことになるが、非加害親が全面否定でなく子どもの施設入所を一応受け入れている場合、施設も子どもと非加害親の関係をつなぐ重要な橋渡し役を担うこととなる。

子どもの気持ちを十分に把握しながら、非加害親に子どもの状況を丁寧に伝えたり、面会をサポートすることが、非加害親にとっても大きな支えられ感につながる。

引用文献

- 1) 岡本正子他『性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン<児童養護施設版>』 2008 財団法人こども未来財団 P14-15

参考文献

- 1) 山本直英監修、『障害児の性教育入門 心とからだの主人公に』 1994 大月書店
- 2) 堀口雅子、中里誠、杉浦ひとみ、堀江まゆみ、佐藤繭美、谷川耕一 『性・say・生』（シリーズ〈自立生活ハンドブック〉16） 2005 全日本手をつなぐ育成会
- 3) 太田 敬志、中井 良次、木全 和巳、鎧塚 理恵、 “人間と性” 教育研究協議会児童養護施設サークル『子どもたちと育みあうセクシュアリティ—児童養護施設での性と生の支援実践』 2005 かもがわ出版
- 4) 児童自立支援対策研究会編『子ども・家族の自立を支援するために—子ども自立支援ハンドブック』 2005 日本児童福祉協会
- 5) 児童自立支援計画研究会『子ども・家族への支援計画をたてるために—子ども自立支援計画ガイドライン』 2005 日本児童福祉協会

第5章 入所～退所に向けて（児童相談所の対応）

1 入所初期の対応

（1）施設との入所時に必要な情報の共有と援助課題の確認

性的虐待を受け施設入所に至った子どもは、子どもとしての健全な性の発達や自己像、対人関係を侵害されているだけでなく、守られるべき家庭での生活も失っている状態にある。性的虐待からの回復には、安心できる環境の下での心身へのケアと共に、被害事実や家族との関係の整理が不可欠であり、入所にあたっては、一人ひとりの子ども本人と家族についての情報やアセスメント、援助課題について児童相談所が提供し、施設と十分に共有することが大切である。

<入所時に児童相談所が提供すべき情報>

<p>①性的虐待の事実関係、家族の状況と問題状況、子どもの状態と援助課題について</p> <ul style="list-style-type: none">◆<u>入所に至った性的虐待の事実関係</u><ul style="list-style-type: none">○虐待者は誰か（実親か、同居の養・継親か、それ以外の誰か）○性的行為の内容や被害期間、頻度○発覚の経緯（子どもからの訴えの有無、誰がいつ気づき、どう対応したのか）◆<u>家族の問題状況、家族関係</u><ul style="list-style-type: none">○家族の生活歴、問題歴○親子間の信頼や愛着の程度、虐待者と非加害親との関係性（支配・服従関係や暴力の介在の有無など）、◆<u>子どもの状態と援助課題について</u><ul style="list-style-type: none">○被害を受けた子どもの心身の状態<ul style="list-style-type: none">・被害の受け止め方、安全感や自己像の傷つきの状態、・家族（虐待者、非加害親）に対する気持ち、関係性・発達の状態、情緒的問題、対人関係の問題（愛着、人との距離のとり方など）・性についての混乱やこだわり、行動化の有無
<p>②保護者への対応の課題、留意点（虐待者、非加害親）</p> <ul style="list-style-type: none">◆<u>虐待者の状態</u><p>虐待事実についての態度（認めているのか、否認しているのか）、解決に向けての態度や行動が取れているのか、指導・関与の余地があるのか、今後の子どもとの接触のリスクの有無</p>◆<u>非加害親の状態</u><p>家庭内で性的虐待が起こったという事実の受け止め方や、子どもを守る姿勢の有無、子どもへの影響・ダメージについての理解や共感の程度、虐待者との関係整理ができているか、ためらうとすれば、何によるのか、等</p><p>これらをふまえ、子どもと家族への援助課題を明確化し、そのための道筋を整理する。</p>
<p>③施設でのかかわり、ケアについてのポイント、今後起こり得ること</p> <ul style="list-style-type: none">◆<u>ケアについてのポイント</u><ul style="list-style-type: none">・安全・安心な日常生活へのサポート（安心感、バウンダリーの確立、）・成長・発達への支援・安心できる大人との関係を通しての自己肯定感の回復、対人関係の回復、・性についての対応（性についての不安や混乱への支援、性教育、医療ケア）・心理的ケア（虐待による心的外傷、愛着の問題など）◆<u>今後起こりえることについての予測とその対応準備（思春期など）</u>

(2) 入所にあたっての子ども・保護者への説明

1) 子どもは守るべき存在

子どもに対しては、「あなたは悪くない」こと、守られるべき存在であることをしっかり伝えるとともに、今後の施設生活の概要や、家族とのかかわりについて丁寧に説明しサポートする。

2) 保護者への具体的説明

保護者に対しては、今後の施設での子どもへの支援の概要や、入所中のルール（施設との連絡、面会、外泊など）とともに、取り組むべき課題について、十分説明する。

(3) 入所後の保護者への対応

1) 非加害親

子どもの被害からの回復、安心できる家庭への復帰のためには、非加害親が子どもの立場にたって支えることが不可欠である。入所までのかかわり経過をふまえ、児童相談所として、さらに継続して非加害親と次のような課題を継続的に話し合っていくよう努める。

①虐待が何故起こったのかの洞察

②虐待者との関係整理（虐待者に対する感情、暴力や支配関係など）、

③子どもの受けた被害の影響、気持ちを理解し、親としてできることを考えること

子どもを施設入所させなければならなかったという事態の中で、家庭内の問題に向き合っていく非加害親がいる一方、虐待の発覚後も虐待者との関係が整理できず、なお同居を続けていたり、関係が続いていたり場合も少なからずあり、家庭状況の把握と併せ、上記の課題への取り組みはより重要になる。

子どもの保護・施設入所を認めず、児童福祉法第28条による家庭裁判所への申立て等、法的対応に及んだ場合は、子どもの入所先を知らせない中での取り組みとなる。

また、問題に向き合うことを避け、面接に応じない非加害親もあり、いずれの場合も、何故、施設入所となったのかを提起し、問題に向き合う姿勢があるかを見極めながら、粘り強くかかわりを続けていく必要がある。

2) 虐待者

①自分の虐待行為についてきちんと認めること

②子どものためにとるべき行動を考えること（子ども、非加害親から離れる）

虐待の事実を否認し、介入保護、入所を承諾しなかったり、児童相談所のかかわりを拒否・回避したりする場合など、かかわりは難航するが、できる限り問題提起を続ける。

非加害親との同居・関係が継続していることもあり得るだけに、間接的にせよ虐待者の状況は把握しておく。

2 中・長期的ケア

(1) 入所後の子どもへの支援（面接等による子どもへのサポート）

入所後は施設を通じて子どもの状況を把握し、サポートを委ねることが中心となるが、児童相談所としても、継続的な見守り、問題整理への支援を行う。特に、子どもが家庭から離れての入所を十分受け入れられず不安定であったり、家族との関係に整理が必要であったり、虐待による心身への影響

が大きい場合、継続的な面接は不可欠である。子どもの気持ちを受け止めながら、入所の意味、家族とどのように関わりを続けていけるか、家庭復帰までの道筋などを十分に説明し話し合う。施設生活の中で困っていることがあれば、施設職員との解決に向けた取り組みを進める。

(2) 子どもに必要なケアの検討、実施

子どもの年齢や虐待内容・家族関係等によっても違うが、性的虐待による子どもへの影響で留意しておく中心的なものとして、

- ①性にまつわる不安や混乱、行動化（セクシャリティの健全な発達の障害、性的言動や性非行、異性への反応）
- ②対人関係の問題（愛着の欠如や偏り、他者との距離のとり方の問題）
- ③感情コントロールの問題（不安や混乱からの落ち着きのなさ、過敏さや抑うつ、攻撃性等）
- ④自己肯定感や自尊感情の低下
- ⑤知的発達の問題（適切な発達支援が受けられていなかったことによる）
- ⑥身体症状（睡眠や排泄、食事の問題、腹痛や頭痛など）がある。

子どもに様々な心身の症状や行動化がある場合、その内容、ケアの工夫を施設と十分協議し、特に問題が続き激しい症状化があり、児童相談所として心理司や医師、保健師を中心とする治療的関与が必要と判断すれば、取り組みを実施する。

なお、症状を全く見せないと思われる子どもについても、十分留意し、観察点や今後現れるかもしれない問題についても共有することが必要である。

(3) 家族関係再構築への支援

非加害親とは継続的に連絡・面接し、生活状況や家族関係の変化などを把握する。

子どもが施設入所に至らざるを得なかった状況からみて、虐待者のいない安全な家庭環境を築くことは非加害親にとって非常に大きな課題であり、虐待者との関係整理や自立に向けた取り組みには困難も予想される。特に、虐待者が非加害親にとって親密な関係（配偶者やパートナー、家族の一員など）であるほど、不安やためらい、揺り戻しも大きく、子どもが安心して家庭復帰できるまでに時間のかかることも多い。

○非加害親が早期から問題に対処しようとの姿勢を見せており、虐待者との関係整理や転居、就労自立など、安心・安全な家庭環境を整えるまでの緊急避難的、一時的な施設入所である場合は、その取り組みを支持し、生活上の助言など必要な支援をはかる。非加害親の姿勢が子どもにとっても大きな安心につながり、面会や外泊などにも特に問題がなければ、家庭復帰に向け支援を進める。

○虐待者との関係整理や新しい生活に非加害親が躊躇・悩みを見せている場合は、それまでの親子の信頼や愛着関係の状態にもよるが、非加害親の不安定さは子どもにも影響する。子どもの回復にとって非加害親や家族のサポートが大きな拠り所であり、非加害親自身が自分の未解決の不安や悩みに向き合うことが大切であることを十分に伝え、児童相談所としての支援を探る。

非加害親が少しずつでも子どもを守る立場で家庭復帰に向け努力し、子どもとの関係修復も評価できる場合は、家庭復帰に向けた取り組み（外泊など）を進める。

○虐待者との関係が続いていると判断・推察される場合、子どもにとって解決に向けられない状況であることを問題提起し、非加害親の再考を促す。（面会等のかかわりの制限もせざるを得ない

(4) 施設との継続的な連携、関係機関調整

入所後の子どもの適応の状況や保護者の動きなど、施設からのリアルタイムの情報は重要であり、継続的に状況報告を得る。また、児童相談所からも取り組み状況を報告するなど、支援が適切に行われているか、相互に確認し合う。検討すべき問題（子どもの問題や保護者トラブルなど）があれば、速やかに対応協議し、子どもや保護者への面接、関係機関調整など、役割分担し実施する。心理司等も加わったの合同カンファレンスを通して改めて課題の明確化を行うことも有効である。また、学校の理解・協力を得る等、子どもの関係機関（学校や医療機関など）との連携・調整も適時行うことが必要である。

3 問題発生時の児童相談所との連携

(1) 入所後に性的虐待を受けたことが判明した場合の対応

施設入所後、子どもへの性的虐待が判明することも少なくない。他の理由により入所した子どもが入所後初めて過去の性的虐待の被害事実を語ることもあれば、性的虐待による入所後、一旦は離れたはずの虐待者が再び家に戻っていて外泊時に再発したりすることもある。現在、起こっている事態であれば勿論のこと、過去の事実であったとしても子どもにとっては未解決の重大な問題であり、どのようなことが起こったのか、再度起こる可能性はないのか、見極め対応する必要がある。

1) 判明の時期・契機

入所後、早期に打ち明けられる場合もあれば、時間経過した中で何か問題となって顕在化する、あるいは、子どもが思春期になって語り出す等、様々である。判明の直接の契機としては、

- ・子どもからの打ち明け（施設職員・他の子どもや学校の教師などへ）
- ・子どもの示す様々な心身の症状や言動、問題に周囲が気付く（落ち着きのなさ、外傷性性的行動化など）

・他児などからの性的被害を受け、あるいは他児への加害的行動があり、かかわりの中で判明などである。

また、その際の子どもの状況としては

- ・入所し安心して頼れる大人に出会い初めて事実を明かせるようになった
- ・入所前は性的虐待の意味が分からなかったが、入所後の様々な生活経験や成長により、虐待として捉えられるようになった
- ・入所後なお明かせなかったり意味が分からなかったりの中、心身の症状や言動に影響が表れ、周囲が気付く

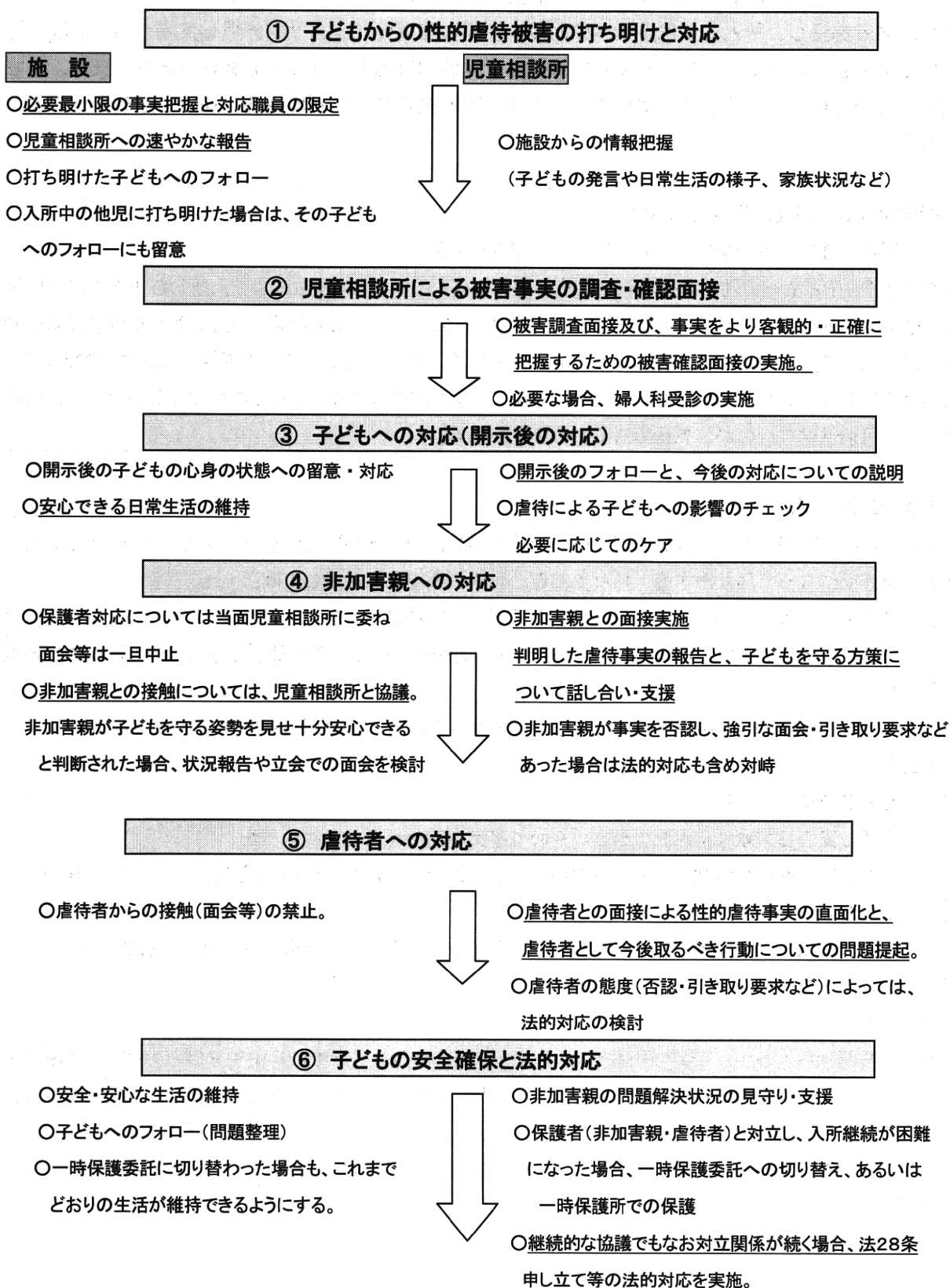
などがある。

事実を打ち明けられるか、不安や困惑を抱えたままいるのかは、子どもの年齢や家族との関係、入所に至るまでの経緯などによって違ってくる。特に、家族（非加害親、虐待者）との関係は子どもの被害事実の打ち明けやその後の回復に大きく関与するものであり、十分それをふまえて対応する必要がある。

いずれにしても、解決の第一歩は虐待事実をしっかりと把握し、家族に問題提起することであり、児童相談所が前面に立つ必要がある。

2) 子どもからの性的虐待の打ち明けがあった場合の施設・児童相談所の対応

<対応の流れ>



①子どもからの性的被害の打ち明けと対応

子どもからの打ち明け（開示）は突然のように思われるかもしれないが、子どもなりに、打ち明けるタイミングや相手を考えてのことである。どのように聞けばいいのか、打ち明けられた職員に戸惑いや不安は当然起こるが、できるだけ気持ちを落ち着けて対応することが大切である。

〈施設等での被害事実の聞き方の留意点〉

- 子どもが安心して話せるよう対応し、語る内容をそのまましっかり把握する。
- 事実の確認は必要最小限（いつ、誰が、どのような行為をしたのか）に止め、詳しく聞き込みすぎないようにする。（児童相談所等でのより厳密で詳細な確認の前の大事なステップ。）
- 特に限定的、誘導的な質問にならないよう留意する。
（子どもが言葉にする前に具体的な言葉に出して質問したり、疑わしいと推測する内容に結びつくような質問をしてしまうと、その影響を受けてしまうため）
ex. 「もしかして〇〇さんに？」でなく、「誰からされたの？」
「触られたの？」等でなく、「どんなことをされたの？」
- 開示しかけた子どもの言い渋りや沈黙もありえることを理解しておき、無理な続行はしない。
逆に、話を聞くことで気持ちが高ぶったり、言い過ぎてしまったと不安が強まることもあるため、ある程度概要が分かった時点で一旦終えることも大切である。
- 話を聞いた後は、大事なことをよく話してくれたと子どもを支持し、あなたを守るために、施設と児童相談所できちんと対応したいことを説明する。年長児童などの中には、不安や抵抗感を示すこともあるが、よく話し合い、子どもが納得できるようにする。
- 子どもが「内緒にしてほしい」「二人だけの秘密」と求めてきた場合、それに応えたい気持ちが生じるかもしれないが、解決に向かうためには、安易に了解の約束をしてしまわない。
- 以後は、可能な限り、複数の大人が何回も聞くことは避け、施設内での対応者を限定させるとともに、速やかに児童相談所に連絡し、今後の対応を協議する。

- 話を聞いた後は、子どもの言葉で記録する
- 話を聞いた後の子どもについては、体調や気持ちに不調はないか十分に留意する。
- 家族との接触は、一旦、中止する。

◆子どもが他の子どもや学校教師などへ打ち明けた場合

- 打ち明けられた子どもや教師などから報告を受けた場合、一番初めに、子どもがどのように打ち明けたのか、その内容をしっかり把握する。
- その上で、それはサイドに置いて、上記①のように必要最小限の範囲でどのようなことが起こったのか、子どもの話を聞く（先に聞いた情報をこちらから尋ねて再確認するのではない）。

〈打ち明けられた他児や教師についての留意点〉

- 性的虐待の事実を打ち明けられた他の子どもや教師にとって、事実そのものへの驚きや不安は大きく、「本当なのか？」と反応してしまったり、内緒にしてほしいとの求めに、誰にも言えずそのまま心に抱えて悩むこともあり得るため、打ち明けられてどのように思い対応したのかをていねいに確認する必要がある。また、意を決して打ち明けられたことを施設職員や学校教師に報告したことで事態が動き出すと、報告してよかったのか、と悩む子どももいると思われる。

そのような場合、報告したことは決して間違っていなかったこと、その子どもを守るために大事なきっかけとなっていることを伝え、打ち明けられたことでのショックや不安について、受け止める機会を持つことが必要である。

○また、打ち明けられた子どもに何らかの性的被害経験がある場合、打ち明けられたことで、自分自身の被害の記憶がよみがえり、不安定になったり、被害についての打ち明けがなされることもありうるため、十分留意し対応する。

幼児の場合、意味がわからず周囲にしゃべってしまうこともあるので、大事な問題であること、大人がしっかり対応するので安心するよう、丁寧に説明する。

②児童相談所による被害事実の調査・確認

□被害調査面接～被害確認面接の実施

・担当CWは、子どもから施設職員に語られた被害の概要及び、日常の子どもの状況（生活状況や特記すべきこと）、家族の状況などを事前に把握の上、被害状況を把握するための面接（「被害調査面接」）を行い、より厳密な事実把握のための「被害確認面接」を実施するかの適否、時期などを決定する。子どもが施設職員に一定の被害事実を語っている場合、改めてCWが被害調査面接を行うことは避け、施設職員からの報告をしっかりと受け止めた上で、きちんと被害確認面接をすることを方向付けする面接に止める。被害確認面接は客観性を確保するため担当CWとは別の職員が行う。

被害確認面接

司法面接手法に基づく、性的虐待の被害事実の確認面接で、客観的に正確に被害事実を明らかにすることを目的とする、一定のトレーニングを受けた者が行う面接。通常1回で終了する。

面接の進め方として、「〇〇が触ったの？」といった、先に答えを提示してしまうような、誘導的、限定的な質問はせず、「何があったの？」「それで？」といったオープンな質問（Open-ended Question）により、子どもが自分の言葉で語るようにすることが原則。

□婦人科診察

- ・虐待行為の内容や時期にもよるが、性器への接触の可能性が高い場合、婦人科受診を行う。性器の損傷だけでなく、妊娠や性感染症の可能性もあり、婦人科受診は重要である。その場合、できる限り性的虐待について理解している医師を選択する。受診にあたっては、子どもに代わって説明するとともに、保護者（非加害親）についても、同意を得ておくことが望ましい。
- ・なお、男児の場合は泌尿器科や外科の診察を考える。（但し、現時点では性被害の診察に慣れている医師は非常に少ない現状と思われる）

③子どもへの対応（開示後の対応）

被害を打ち明けたばかりの子どもは、秘密にしていたことを打ち明けほっとする一方、自分の打ち明けて大変な事態になったことの重みや、保護者がどのような反応をしているかの不安などから複雑な気持ちを抱え不安定になっていることが多い。年少児童の中には、行為の意味が分からず、虐待を受けたという認識にまだ至っていないまま、こんなことをされた、と話をし、そこから性的虐待としての対応が始まり、戸惑う子どももいる。

また、非加害親が守る姿勢を示している場合は大きな支えとなるが、非加害親が否認するなど、非加害親の態度によっては、非加害親との接触も遮断する必要があるため、家族に会えなくなったことで落ち込む子どももいる。中には、不安から打ち明けた事実を撤回することもあり得るため、その場合も、改めてまた話を聞くこととして落ち着いて対応する。

いずれにしても、子どもに対しては、自己否定的にならないよう十分配慮し支え、子どもが打ち明けたことは非常に大事なことであり、施設も児童相談所も守り支える姿勢でいることをしっかり伝え、日常生活に戻れるよう支援する。

□施設の対応

○開示後の子どもの体調（不眠や頭痛、腹痛の訴えなど）や生活の様子、心理状態などについて留意しつつ、できるだけこれまでどおりの日課を進めるようにするのが望ましい。

○強い不安を訴えたり、集団生活や登校がしんどいなどの訴えがあるなど、虐待による影響や、打ち明けたことによる心理的影響が大きい場合は、個別の配慮をしたり、児童相談所と協議し、医師への受診などを検討する。

□開示後の児童相談所の対応

○児童相談所は、開示後、継続的に面接を行い、子どもが打ち明けたことの大事さや、子どもを守るためにどのように対応していくかを、子どもが受け止められる範囲で伝え、フォローする。

○また、これまでの生活状況や家族に対する子どもの気持ちを十分に確認し、再アセスメント（今後のリスク、家族関係の課題など）のための整理をする。

○CWとは別に、心理司により、子どもの気持ちを受けとめる時間をとっていくとともに、虐待により子どもにどのような影響があるか、施設からの報告も併せチェックし、より専門的なケアの可否を検討する。

④非加害親への対応

子どもからの打ち明けがあり、性的虐待被害が判明したことを報告し、家族状況など、改めて非加害親と扱っていくべき課題を再確認する。

非加害親と扱う課題

- 性的虐待の事実の受け止め
- 子どもの受けた被害についての理解（虐待が子どもに与える影響）
- 虐待が何故起こったのか、家族関係の見直し
- 虐待が2度と起こらないようにするために何をすべきか、考えること
- 元々の入所理由についての解決への努力
- 今後の家族のかかわり、非加害親の果たすべき役割
- 子どもへのケアの必要性

□施設の対応

○保護者対応については当面児童相談所に委ね、施設は後方支援に回る。

○面会等は一旦中止。

○非加害親からの接触については、児童相談所との協議の上、非加害親が子どもを守る姿勢を見せ十分安心できると判断された場合、施設から子どもの様子を報告したり、立会いの上で面会も検討する。

□児童相談所の対応

○子どもから被害事実を確認した上で、まず、非加害親への面接を行う。

ポイントとしては、

- ・非加害親が虐待の事実を知っていたかどうか、どのような状況で起こったと考えられるか、
- ・事態を理解し事実の究明や子どもを守ることを考える姿勢があるか、あるいは、事実を否認し、解決に協力的でないか
- ・子どもに対する気持ち・子どもの立場で考えられるか
- ・虐待者との関係性（DVや支配関係の有無、経済的な問題など）はどうか

など、しっかり見極め、どのような支援ができるか、検討する。

○非加害親に当然起こってくる感情（ショックや混乱）もふまえながら、事態を受け止められるよう支援し、今後、子どもの安全をどのように守っていくか、話し合う。虐待者への面接についても説明し、協力を求める。

⑤虐待者への対応

虐待者と扱う課題

- 性的虐待の事実を認めること
- 子どもの受けた被害についての理解（虐待が子どもに与える影響）
- 虐待が何故起こったのかの直面化
- 虐待が2度と起こらないようにするための虐待者のとるべき対策

□施設の対応

○虐待者からの接触（面会等）があった場合は禁止とし、子どもの様子伺いや面会要求など、何らかの動きがあった場合は、速やかに児童相談所に連絡する。

□児童相談所の対応

○虐待者との面接設定はなかなか難航することが多いが、しっかり来所を要請し、子どもから確認した虐待事実を伝え、事実に直面化させる。行為を認めれば、事実関係の詳細を話してもらい、それ以上になかったのか、何故そのような行為をしたのか、出来る限り直面化させる。

○しかし、一部しか認めなかったり、「忘れた」等とはぐらかしたり、全面的に否認することも多い。非加害親が虐待事実を認めなかった場合は、虐待者と一緒になって抗議してくることもあり、冷静かつ毅然とした態度で臨み、再度話し合う必要があることを伝える。

○いずれにしても、虐待者には、今後、子どもとの接触はさせないことを伝え、それに応じず、強引な面会や引き取り要求がある場合、一旦、子どもの一時保護も検討する。

⑥子どもの安全確保と法的対応（一時保護・法的対応）

保護者（非加害親、虐待者）が性的虐待の事実を認めず、強く引き取り要求を行なってくる場合など、同意なく措置の継続を行うことは困難となる。子どもの安全確保をはかり、保護者との話し合いを継続する必要があるため、施設への一時保護委託あるいは一時保護を実施する。

□施設での対応

○一時保護委託への切り替えで子どもの施設での生活が継続できる場合は可能な限り子どもの生活が変わらずに維持できるよう努め、学校など関係機関にも協力を求める。

□児童相談所の対応

○保護者からの直接的な行動がないと判断される場合は、そのまま一時保護委託に切り替え、直

- 接的な行動が予想される場合は、子どもの安全確保を最優先に一時保護所での保護を実施する。
- 保護の間に保護者との継続面接を重ね、虐待事実を認め、子どもを守る対応をとれるよう問題提起する。
 - なお対立関係が続く場合、家庭裁判所への法28条申立て等の法的対応を実施する。

(2) 子どもの示す様々な心身の症状や言動、問題に周囲が気付いた場合の対応

入所時点で性的虐待の事実が明らかにされ、保護者に対しても子どもに対してもかかわり・ケアがなされている場合でも、多くの子どもは何らかの性的虐待による心身の影響を示すが、これまで性的虐待の被害歴が把握されていないにもかかわらず、同様の症状や言動が見られた場合、性的虐待を疑ってみる必要がある（特に、複数の症状や言動があり、年齢相応の性的な関心や行動と考えにくいものである場合）。

<性的虐待を受けた子どもの示す症状や行動>

身体症状	夜尿、遺尿、頭痛、腹痛、不眠、食行動の問題（過食、拒食）など
情緒的問題	不安、気分変動、集中力の低下、過覚醒、対人過敏、抑うつ、自傷、解離など
行動上の問題	多動、乱暴、反抗、虚言、不登校、家出、盗みなど
性的問題	自慰、性的言動、異性への恐怖又は過剰な関心、性的なことの回避、性暴力など

但し、これらの症状や行動は、他の虐待を受けた子どもにも見られるため、この見極めは非常に難しく、子どもに開示の準備性ができていない中で先に疑いを切り出して、かえって子どもが気持ちを抑え込んでしまうこともあるため、誰がどのように確認していくのか、時期やタイミングなど、十分に検討しながら対応する必要がある。直接性的虐待を焦点化させる形でなく、心配している症状や行動について話す機会を持ったり、話しやすい雰囲気を作るなどして、子どもが語り出すのを待つなど、施設と児童相談所での対応の工夫を検討していくことが大切である。また、家族との接触についても、面会や外泊を渋ったりしていないか、十分子どもの様子を確認し、疑いが強い場合、家族との接触、外泊などは、できるだけ延期・中止するのが望ましい。

この経過を経て、子どもから性的虐待の事実が語られた場合、先と同様に被害事実の確認に入る。但し、それまでなかなか打ち明けにくかった子どもであることを十分ふまえ、無理のないように進める必要がある。その場合、いったん聞くと決めたら落ち着いて率直に聞くことが大切である。

(3) 子ども間の性暴力（加害・被害）への対応

思春期に限らず、どの子どももそれぞれに性的発達の段階に応じて性的な関心や行動を示す。多くの場合、それは健全な範囲に止まるものであるが、時にその域を超え他児を巻き込む性的な問題行動となる場合がある。その背景として、何らかの性的被害があり、家族関係の問題や情緒・発達面などに様々な課題があるなど考えられるが、特に性的虐待や性的暴力を受けた子どもは、対人関係の中に性にまつわるテーマが深く食い込んでいるため、こだわらざるを得ず、時として他児への加害行動や、性的被害を継続的に受けてしまう（嫌だと言えない、被害を打ち明けられない）事態に及ぶ。

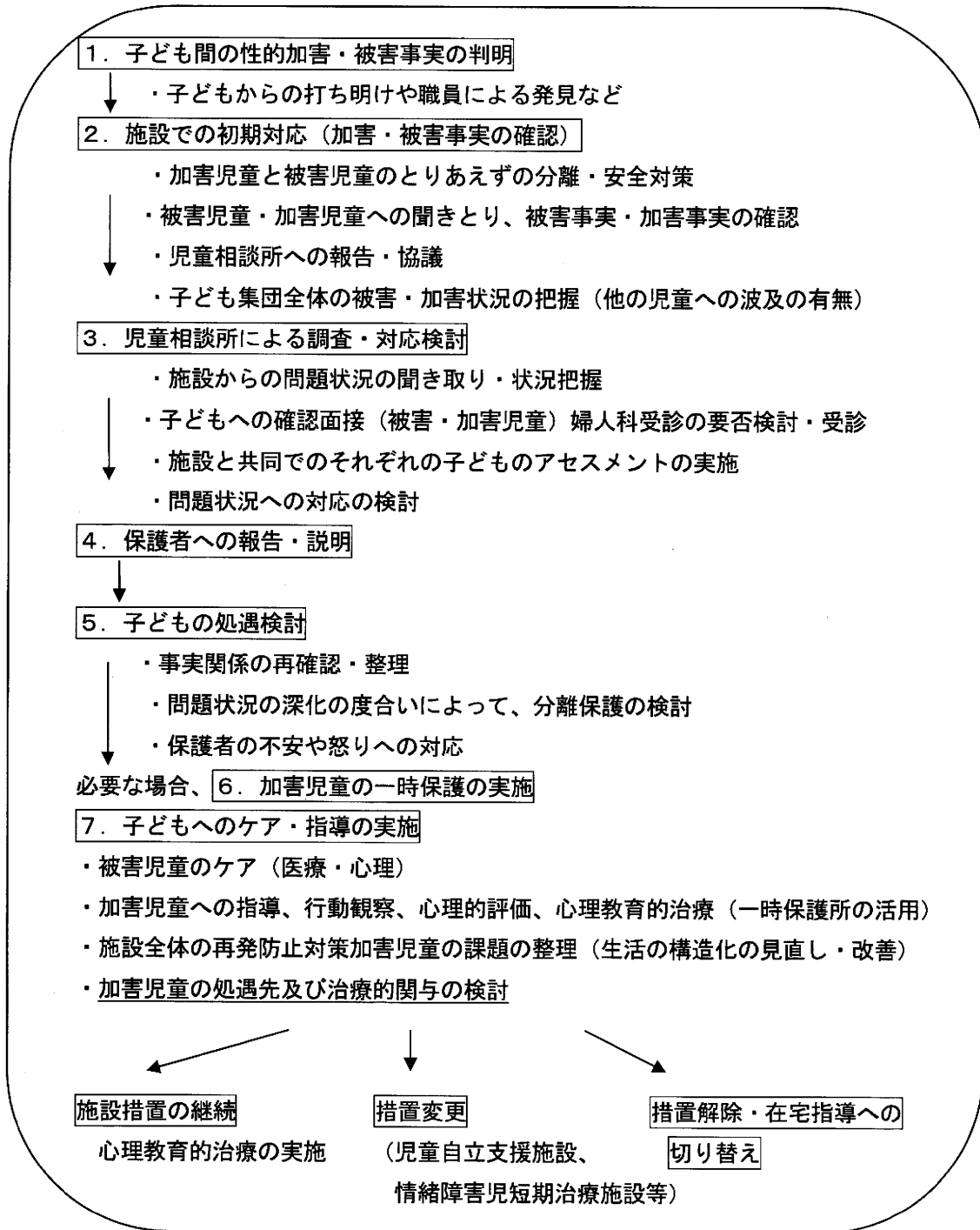
勿論、性的虐待の被害が全くない、あるいはないと思われる子どもにも性的問題行動は見られるため、その背景を十分見極める必要がある。

特に、施設入所児童は、寝室や浴室、トイレなどを共同で使用し、日常の生活時間の大半を共にしているため、子ども同士のバウンダリー（身体接触やプライバシーの境界線）が曖昧になりやすく、学校などの場面以上に子ども同士での性的問題が起こるリスクが高く、そのことをふまえた十分な問題理解と対応が求められる。

子ども間の性的加害・被害行為として

- 裸や性器を見せ合う、といった幼児の性的好奇心の延長のような、遊びに近い行為
 - 愛着と性的関心が混在した、大人へも子どもへもスキンシップを求めるような性的行為（体や性器を触る、体をくっつける、抱きつくなど）
 - 発達障害がベースにあり、何らかの形で受けた性的刺激から性的なこだわりがコントロールしにくいもの
 - 明らかな性的虐待、性暴力の被害体験があるもの
 - ・直接の性的被害を受け、それによるトラウマが対人関係に深く入りこんでいるため、性的な関係性に陥りやすい、あるいは、性的被害を受けても動けなくなってしまう。
 - ・性交場面やポルノなどを始終見せられる養育環境では性的関心が必要以上に高くなる。
 - 思春期の性衝動と、虐待被害などの生育歴からくる対人関係の問題（相手を尊重できない、攻撃的、暴力的）が重なり、一方的に、時に暴力や強要を伴った性的行為を行ってしまうもの、年齢とともに行為は大人の性行為と近くなり、直接の性器への接触が多くなり、性交に及ぶこともある。この子ども同士での性的加害・被害の関係は、同性間でも異性間でも起こる。一対一の関係だけでなく、一人の子どもが複数の子どもへ、あるいは複数の子どもから一人の子どもへ為され、連鎖的に複数の子ども間での加害・被害の問題に発展することも少なくない。被害を受けた子どもに性的虐待歴があり、元々のトラウマから性的行為に対処できず、再び加害—被害関係に陥ってしまうことがあることを留意しておく必要がある。
- また、年齢層も様々であり、年少児童同士の場合もあれば、年長児童から年少児童へ、あるいは年長児童同士もある。施設の子どもの集団においての子どもの抱える課題の重なり具合などによって、どの子ども集団にも起こりえることをふまえておく必要がある。

【対応の流れ】



1) 性的加害・被害事実の判明

<性的加害・被害の判明の状況>

	判明の経緯	子どもの状況と対応
被害の打ち明け	被害児童から職員や保護者への打ち明け	1回の被害、あるいは継続しても早い段階で職員に相談するケースが多いが、中には、かなり問題が深まって初めて打ち明ける場合もあり、子どもに援助を求めるニーズがある。
	被害児童から他児へ打ち明けがあり、職員に報告	被害児童がすぐには職員に打ち明けられず、困って親しい友人に相談。事実が明らかになることへの不安やとまどいがある。打ち明けられた児童に問題認識があつて解決への一歩となるが、打ち明けられた児童へのケアも必要。
行為の現場を目撃	行為の現場を職員が目撃	就寝時だけでなく、居室や風呂場、押入れ、グラウンド、その他様々な死角となる場所で、時間帯も様々であるが、気づいた時にはすぐに対応する必要がある。加害・被害児童それぞれの戸惑いに留意しつつ、事実の直面化をはかる。
	行為の現場を他児が目撃し、職員に報告	同室、あるいは、たまたま居合わせた他児が目撃し、すぐに報告、というケースが多いが、一定、継続していて知っていた、あるいは何らかの関与があることもある。その中で職員に報告した他児の戸惑いや不安に十分留意しつつの聞き取りが必要。
子どもの言動から様子のおかしさに職員が気づく		トイレから一緒に出てくる、2人で姿が見えなくなるといったことや、職員が子どもの居室に入ると急に全員が静かになる等の様子のおかしさ、子どもの外傷性性的行動化が顕著になる、帰園が遅くなる、職員と話をしなくなった等に気づいた場合、できるだけ早く確認するとともに、職員間で情報を共有し対応を検討する必要がある。
被害児童あるいは加害児童の他の問題に対処している中で性的被害・加害事実が語られ判明		子どもの無断外出や非行、不登校、自傷、暴力などの問題が目立ち出し、その問題について子どもと話し合いをしている中で、性的被害事実（時に加害事実）が打ち明けられることがある。 被害体験が重ねられている場合も多く、打ち明けた子どもの気持ちを十分理解しながら対処する必要がある。

◆判明時の留意点

- 子ども同士の場合、互いに触りあう等、被害と加害が交錯していることも少なくないため、加害・被害両方の視点をもってどのような行為があつたのかを確認していく必要がある。
- 加害児童については、過去に被害体験があり、被害から加害へ転じる場合もあることに留意する必要がある。
- また、それらの行為を目撃し、加害児童から話を聞いた他の子どもが、刺激を受け、同様の行為を始めるといった連鎖が起こることもあり、複数の加害・被害の問題へと発展する場合もある。
- 複数の加害・被害児童がいる場合、関係する子ども全員に面接し、どのようなつながりになっているのか、全体を把握する。いずれにしても、早期に発見し被害を食い止めるためには、日ごろから一人ひとりの子どもとの対話や生活状況の観察が重要である。

2) 性的加害・被害判明時の施設での初期対応

①被害児童への確認

- 施設内での性的加害・被害の問題の場合、最初に打ち明けられる、あるいは気付き対処するのは施設職員であることが多く、最初の事実確認も施設職員が担うことになる。
- 面接の進め方としては、先の性的虐待の判明時の対応手順（76ページ）と同様に、話を聞く職員を限定させ、子どもが語る内容を損なわないようにしながら、誰が、いつ、何をしたのか、の事実をできるだけ正確に把握し、記録する。その際に、可能な範囲で、他の児童からも性的被害を受けていないか、また、他に性暴力被害を受けている子どもはいないか等の確認も行い、子ども集団の状況を把握する。
- 打ち明けは、就寝時など突然で、職員側に聞き取りの準備が整っていないことも多いが、改めて話を聞く場を設定するとしても、骨子だけはしっかり確認し、大事な話として受け止める姿勢を示し、子どもを安心させるとともに、施設内での出来事であるだけに、子どもの安全がはかれるか十分吟味し、次の聞き取りを速やかに行うようにする。
- その後の被害児童の安全確保・見守りは十分な体制を用意する。
- なお、女兒で膣への挿入がなされていると思われる場合は、出血や妊娠の可能性もあるため、医療対応の要否を判断し、必要であれば、速やかに対応する。（児童相談所と協議）

②加害児童への確認

- 加害児童への事実の確認は、できるだけ直接担当職員を避け、一定の距離を持った立場の職員が冷静に面接できるようにする。
- 面接の目的は率直に切り出し、加害事実について認めるかどうか、認めた場合の具体的な加害行為の内容、今回判明した以外の加害・被害事実の有無、今の気持ちなどを確認する。
- 加害事実について否定し、一部しか認めないこともありうる。その場合、再度、性の問題の大切さを説明し、それに向き合うこと、間違った行動であり二度としてはいけないものであるが、修正し成長することができることを伝え、加害児童との話し合いを継続する。また、今後は児童相談所と一緒に対応していくことを伝える。
- 子どもが語ることができるなら、被害を与えたことについての気持ちや、これまでの生活の中で本人自身が困っていること、気になっていること、施設の子どもたちとの関係などについても確認する。
- 被害の発生した時間帯や場所などについて、特定できれば、起こりやすい要件としてチェックし、生活構造の改善を検討する。

③確認後の対応

- 安全確保・再発防止・被害児童、加害児童の面接後、被害を受けた子どもの安全確保を最優先させ、双方の接触がなされないよう、一旦、施設内での分離をはかる（居室等の工夫）。特に年長児で加害行為が頻回であり、性行為に及んでいる場合、分離保護や個別処遇の場を用意する。
- 施設内の被害状況の把握・他に被害・加害の児童はいないか、情報を集め、名前が上がっている場合、観察や直接の聞き取りを実施するなどして、施設内の被害状況の全体的な把握に努める。また、場合によっては、施設入所児童全員に被害を受けていないかの聞き取り調査や、問題を深刻に受け止めている子どもがいらないか等の調査も必要である。（児童相談所と協議）
- 被害児童・加害児童についての当面の問題整理（被害児童、加害児童についての生活状況や課

題など)を改めて行う。

- ・生活の様子(体調や日常の過ごし方、ストレス源や気になる問題の有無)
- ・子ども同士の関わり方(普段の付き合い方、どのような集団力動の中で起こったのか)
- ・これまでの性的虐待被害の有無
- ・家族との関係や生育歴の中で気になる点の有無

可能な範囲でこれらを確認・整理し、事実関係とともに速やかに児童相談所に報告する。

3) 児童相談所による調査・対応検討

①報告を受けた児童相談所は、速やかに対応し、施設での問題状況の把握を行う。

- 施設内性暴力事実の内容確認、
- 加害・被害児童それぞれの語っている内容、加害・被害児童それぞれの施設での生活状況(生活の様子や援助課題、家族背景など)
- 施設での子ども集団の状況、児童の担当が複数の児童相談所にまたがっている場合、十分、連携体制を協議する。

②被害児童・加害児童への調査面接・被害確認面接

調査面接は被害確認面接手法に準じ、できるだけ客観的な事実確認に努める。特に、重篤な被害、加害児童が事実を否認している場合等は、被害児童に対し、きちんとした枠組で行われる被害確認面接が不可欠である。加害児童についても、事実確認面接を行う。

○被害児童・・いつ、誰からどのような行為を受けたのかといった被害確認面接を実施の上、体調や今の気持ち、不安や混乱の状態、加害児童との関係性、過去に同じような被害にあっていないか、などを確認する。また、施設での生活の様子や他の子どもとの関係、しんどいこと等についても話を聞き、安全感が大きく損なわれていないかチェックする。情緒的な混乱や不安が強い場合、医師、心理司の面接も実施する。

○加害児童・・加害行為が本当にあったのか、いつごろから誰にどのような行為をしたのか、冷静な態度で事実を確認する。一定の加害事実を語った場合、自分の行為をどのように思うか、何故そのような行為に及んだのかの確認とともに、施設での生活の様子や他の子どもとの関わり状況、自分について、家族について等を聞く。加害行為を否認する場合は、大事な問題であることを説明し、後日、継続面接を続けるか、一時保護の検討を行う。

③施設と共同での至急のアセスメントの実施

施設からの報告、児童相談所での面接結果を総合的に見て、今後の対応を検討するため子ども1人ひとり、関与する子ども全体のアセスメントを実施する。

○子ども集団全体の関係性・力動、問題発生経過などの把握・・なぜ、どのような経過をたどって起こったのか、とりあえず今、把握できる生活構造の課題は何か

○加害児童が性的加害に及んだのは何故か、何が課題か、問題が継続する可能性はあるか、どのような治療的関与が必要か、今の施設処遇の中で対応できるか、一時保護の要否(重篤な問題、否認している場合、被害児童の不安・混乱が大きい場合など)

○被害児童が何故、性被害を受けたのか、今の心身の状態は緊急対応の必要があるか、援助課題は何か、どのようなケアが必要か

○緊急処遇の検討